

熊本県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年6月11日、12日及び7月10日に熊本県企業局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年（2025年）8月1日

熊本県監査委員	小	原	雅	之
同	竹	中		潮
同	松	村	秀	逸
同	吉	田	孝	平

1 監査対象期間

令和6年度（2024年度）

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項はなかったが、軽易な事項については、注意を行った。